

令和4年神審第18号

裁 決

ヨットA定置網損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、令和4年3月15日その管轄を広島地方海難審判所から当海難審判所に移転する指定があったので、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和2年8月11日04時20分

香川県引田港北方沖合

2 船舶の要目

船種船名 ヨットA

総トン数 19トン

登録長 11.68メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 72キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を設け、同室前部中央にGPSプロッター、舵輪及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備した2機2軸のFRP製ヨットで、a受審人が1人で乗り組み、知人2人を同乗させ、回航の目的で、船首0.4メートル船尾1.5メートルバラストキール最下端まで1.8メートルの喫水をもって、令和2年8月10日11時30分広島港第3区のマリーナを発し、引田港北方沖合を經由する予定で、和歌山県和歌山下津港海南区のマリーナに向かった。

ところで、引田港北方沖合には、平成31年1月1日から令和5年12月31日までの間、香川県知事から受けた定置漁業免許状に基づく免許番号定第1号（定置）の漁場区域（以下「定第1号区域」という。）が、引田鼻灯台から008.5度（真方位、以下同じ。）3.93海里、015.5度3.82海里、013度3.13海里及び004.5度3.27海里的各地点を順次結んだ線によって囲まれた範囲に、及び免許番号定第2号（定置）の漁場区域（以下「定第2号区域」という。）が、引田鼻灯台から004.5度3.27海里、013度3.13海里、009.5度2.55海里及び000度2.72海里的各地点を順次結んだ線によって囲まれた範囲にそれぞれ設定され、両区域（以下「引田沖定置網区域」という。）には毎年6月1日から12月1日の間、あじ定置網（以下「引田沖定置網」という。）が敷設され、一般財団法人日本水路協会発行のヨット・モーターボート用参考図（H-142W播磨灘南部）には引田沖定置網区域が記載されていたものの、AのGPSプロッターには同区域が表示されなかった。

また、定第1号区域の北縁部付近の、引田鼻灯台から013度

3.75海里の地点には赤色の、定第2号区域の南縁部付近の、引田鼻灯台から004.5度2.63海里の地点には黄色の、灯高約2メートルで毎4秒に1回閃光を発する光達距離1.5キロメートルの簡易標識灯がそれぞれ1基ずつ設置されていた。

発航に先立ち、a受審人は、引田沖定置網区域の範囲を詳細に承知していなかったが、陸岸から離れて航行するので、自船の航行する付近に定置網が敷設されていないものと思い、ヨット・モーターボート用参考図を入手して引田沖定置網区域を当たるなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、同乗者2人が休息する中、舵輪後方の椅子に腰掛けて操船に当たり、備讃瀬戸を東行し、翌11日03時30分讃岐江泊港沖防波堤灯台から059度3.46海里の地点で、針路を127度に定め、機関を回転数毎分2,300にかけ、7.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

こうして、a受審人は、引田沖定置網区域に向首続航し、04時20分引田鼻灯台から009.5度3.13海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、引田沖定置網に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力2の南南西風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

その結果、Aは、バラストキールに擦過傷を生じたが、後に修理され、定置網は、網及びロープ等に破損等を生じた。

（原因及び受審人の行為）

本件定置網損傷は、和歌山下津港海南区に向けて広島港第3区を発航するにあたり、水路調査が不十分で、引田沖定置網区域に向首進行した

ことによって発生したものである。

a 受審人は、引田港北方沖合を経由する予定で、和歌山下津港海南区に向けて広島港第3区を発航する場合、引田沖定置網区域の範囲を詳細に承知していなかったのであるから、同区域に向首進行することのないよう、ヨット・モータボート用参考図を入手して引田沖定置網区域を当たるなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、陸岸から離れて航行するので、自船の航行する付近に定置網が敷設されていないものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、引田沖定置網区域に向首進行して引田沖定置網に乗り入れる事態を招き、船体及び定置網それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年11月17日

神戸地方海難審判所

審判官 前田 昭 広